

東広島市教育委員会定例会（令和2年5月）議事録

1 日 時 令和2年5月28日（木）午後3時0分～午後4時27分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、神笠学事課長、小島青少年育成課長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

大島生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館201会議室

4 議 題

（1）報告事項

報告第27号 臨時代理の報告について（令和2年度東広島市一般会計補正予算（第2号））

報告第28号 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

報告第29号 令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について

報告第30号 東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の制定について

報告第31号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

（2）議案事項

議案第19号 令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針について

議案第20号 令和2年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

（3）その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

○ 津森教育長：定刻となりましたので、ただいまから令和2年5月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と京極委員でございます。よろ

しくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第20号でございますが、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申し出に関することとございまして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、非公開として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、議案第20号は非公開として審議することに決定いたします。

本日の傍聴希望はありますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：はい。中国新聞の高橋記者さんが来られています。
- 津森教育長：それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に傍聴を許可いたします。
暫時休憩いたします。
(休憩)
- 津森教育長：再開します。

報告第27号 臨時代理の報告について（令和2年度東広島市一般会計補正予算（第2号））

- 津森教育長：それでは、報告第27号臨時代理の報告について説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、報告第27号臨時代理の報告について説明をさせていただきます。
1ページをお願いいたします。
1、臨時代理の要旨といたしまして、令和2年第1回東広島市議会臨時会提出議案、令和2年度東広島市一般会計補正予算（第2号）教育委員会関係分について、緊急を要し、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものでございます。
3ページをお願いいたします。
今回の補正額でございますが、歳入は96万円の増額、歳出は8,354万円の増額を行いました。歳入につきましては、17款2項8目教育費県補助金として市立幼稚園2園において新型コロナウイルス感染症対策に係る保健衛生用品として加湿空気清浄器購入に係る対象経費分を増額するもので、補正額は96万円、補助率10分の10でございます。
歳出につきましては、10款2項小学校費、1目学校管理費におきまして、小学校管理事業は、新型コロナウイルス感染症対策に必要なハンドソープなどの保健衛生用品購入に係る消耗品費の増額、また国のGIGAスクール対応として1人1台整備する際に回線混雑を回避するために、学校から直接インターネットにつながるルート回線を増設するもので、役務費電信電話料を増額するもの、また小学校情

報機器管理事業は、情報機器の管理や活用などICT支援業務に係る委託料を増額するもの、また本年度のタブレット整備の対象を当初小学5、6年生としていたものを全学年にしたことに伴う学習用タブレット等のリースに係る使用料及び賃借料を増額するものでございます。小学校通学支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策としてスクールバスのうち乗車率の高い便について増便することで乗車密度の低減を図ることとし、これに要する委託料を増額するものでございます。

3項1目中学校費、学校管理費の3事業につきましては、小学校費と同様の理由により増額をしております。

4項1目幼稚園費、幼稚園管理事業につきましては、保健衛生用品の購入に係る消耗品費及び加湿空気清浄器購入に係る備品購入費を増額するものでございます。

5項2目社会教育振興費、生涯学習活動推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策による外出自粛や休校などにより、生活に不安を抱えている市民に対して市内の個人グループや団体等がボランティア活動を行う場合に対して助成をするものでございます。

報告第27号臨時代理の報告についての説明は以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がある方はお願いいたします。特にございませんか。

次にまいります。

報告第28号 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

○ 津森教育長：それでは、報告第28号新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について、説明をお願いします。

○ 神笠学事課長：報告第28号新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についてご報告申し上げます。

最初に学校再開についてですが、新型コロナウイルス感染症への万全の対策を講じた上で、令和2年6月1日月曜日より東広島市立幼稚園、小・中学校における教育活動を通常どおり再開いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

1、学校再開に向けての対応につきましては、(1)感染症対策を行う体制の整備、(2)保健管理体制の整備、(3)緊急連絡体制の整備について、各幼稚園、小・中学校にお願いをしているところでございます。

続いて、2、学校における感染症対策につきまして、1つ目の感染源を絶つということで風邪の症状が一つでも見られる幼児、児童・生徒は出席停止、教職員については特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底するようにしております。そのために、その下の項目ですが、登校前に健康観察カードへ記録させ、学校で確認し、生徒等の健康状態を把握するようにしております。さらにその下の項目ですが、登校前に確認できなかった生徒等については、教職員が検温及び体調不良

等の確認を行い、症状が見られた場合は帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導します。

2つ項目を飛ばしまして、医療的ケアのところですが、医療的ケアを必要とする児童・生徒等や基礎疾患のある児童・生徒等の中には重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をし、登校すべきでない判断された場合については出席停止の扱いとしております。

続いて、保護者から新型コロナウイルス感染症の流行に対して予防上、学校を休ませたいと相談された場合は、まずは保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症の対策について十分説明した上で、保護者や生徒等を出席させなかった場合については出席停止の扱いとすることとしております。

2つ目の感染経路を絶つことですが、手洗いやせきエチケットを徹底するとともに、特に多くの生徒等が手を触れる箇所、例えば、ドアノブ、手すり、スイッチなどは、1日1回以上消毒液を使用して清拭するようにしております。また、その下の項目ですが、外から教室に入るとき、せきやくしゃみ、鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど、さまざまな機会においてこまめな手洗いを徹底するとともに、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことをお願いしております。

3つ目の集団感染のリスクへの対応ですが、3つの留意点、いわゆる3密が同時に重なることを徹底的に回避することをお願いしております。現在、レベル1の地域となっているため、教室内での生徒等の間隔は1メートルを目安とした座席配置とし、生徒等が対面にならないような形で教育活動を行うことができます。文科省からも、1メートルを目安とした座席配置という方針が示されたため、6月1日からは分散登校ではなく、通常どおりの学校再開となります。ただし、今後第2波が来て、レベル2またはレベル3になった場合は、児童・生徒の間隔を可能な限り2メートル確保するという必要があり、そのときは学校規模によっては施設上の制約から学級を2つのグループに分けるなどの分散登校の対応が必要となってまいります。

資料に戻ります。

続いて、換気につきましては、気候上可能な限り常時2方向の窓を同時にあけて行い、空調使用時においても、30分に1回は換気を行い、密閉空間としないこととし、マスクにつきましては、基本的に常時着用することとしております。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してもよいこととし、その場合は換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をすることについてお願いしております。

続きまして、3、給食指導等の工夫についてですが、特に給食時の感染リスクが高いことから、以下のような内容の指導の徹底をお願いしております。

続いて、4、新型コロナウイルスに係る東広島市立幼・小・中学校臨時休業の実施についてです。感染者及び濃厚接触者が出た場合の臨時休業の判断についてです

が、アの部分をご覧ください。

教育委員会は、児童・生徒等の感染が判明、及び濃厚接触者を把握した場合、広島県西部東保健所等と学校内における活動の対応、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否などを確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について実施の有無、規模及び期間について適切に判断することとしております。

ここで説明員を交代します。

- 小川学校教育部次長兼指導課長：それでは、私のほうからは6の学習指導についてでございます。

(1)の一斉臨時休業に伴う学習の遅れについてです。

学習の遅れを補うため、可能な限りの措置を講じるということで、2つ飛ばしまして3つ目のところをご覧ください。学校が課した家庭学習についてですが、児童・生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られた場合は当該内容を再度学校で取り扱わないこととすることができるとしております。

また1つ飛ばしまして、スクールサポーター、退職教員の活用について書いております。その派遣のための費用を増額する予定にしております。

その下です。教育課程の授業時数、かなり学校が気にしているところですが、授業時数を下回ったことのみをもって規則に反するものと当たらないことを踏まえ、児童・生徒や教職員の負担軽減にも配慮をすることとしております。

(2)の主體的、対話的で深い学びの視点からの授業改善についてです。

中ほどのところにありますが、例えばのところですが、外国語科、外国語活動の授業におきましては、マスクを着用して1メートル程度の距離を確保した上でコミュニケーション活動を行うなどの工夫をすることとしております。ただし、当面は握手であるとかハイタッチ等の身体的接触を伴う活動は行わないことを徹底するとしております。

(3)の感染症対策を講じて、なお感染の可能性が高い学習活動についてということですが、国や県のほうから丸で示しておりますけれども、次の5点が上げられております。感染の可能性が高い学習活動といたしまして、音楽科における歌唱指導、それから技術家庭科における調理の実習、それから体育科、保健体育科における児童・生徒の密集する運動、そして密集して長時間児童・生徒が学習するグループ学習、それから運動会や文化祭等長時間活動する学校行事です。本市におきましては、レベル1の地域であるということから、このうち調理実習におきましては、前期は行わないこととし、後期から行うこととしております。その他の感染症対策を講じて、感染の可能性が高い学習活動につきましては、先ほど申しましたが、本市がレベル1地域、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域ということで、感染症対策を十分に講じた上で学習指導を行うということとしております。

具体的な学習活動における必要な感染症対策でございますが、丸で5点書いております。通常マスクの着用を徹底し、飛沫が飛ぶことを防ぐ。できる限り個人や少人数、短時間で行い、席配置などを工夫するなど密接及び密集状態を避ける。可能な限り、2つの方向の窓を同時にあけたり、扇風機を活用したりし、密閉を防ぐ。そして、共用の教材、教具、情報機器は適切に水拭きをするなど除菌をすることとしております。また、こういった共用の教材、教具、情報機器につきましては、触る前後で手洗いを児童・生徒は徹底するというようにしております。体育、保健体育及び屋外等の運動時におけるマスクの着用につきましては、こまめな水分補給を行い、マスクを外してよいということとしております。

それから、少し飛ばしまして、7の部活動のところをご覧ください。

部活動につきましては、6月1日月曜日から部活動を再開ということとしております。そこに、クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則がありますが、そういったことに気をつけまして、部活動の実施に当たりましては、次の点について留意するとしております。6月中の朝の練習は行わないこと、それから、課業日月曜日から金曜日の活動時間については、6月第1週は放課後の1時間程度として、その後段階的に生徒の実態に応じた活動をしていきまして、6月第3週からは2時間以内といたします。7月以降は、各校で部活動の方針を作成しておりますが、その方針に基づき適切に活動時間を設定することとしております。6月中は土曜日及び日曜日は活動の休業日としております。

続いて、学校の教育活動等の実施の有無についてでございますが、運動会、体育大会、学習発表会、文化祭でございますが、これは学校判断として選択実施か、または両方実施するとしております。全教職員研修、市内の教員が全員参加するという研修でございますが、これは希望者の参加ということで実施となります。修学旅行につきましては、国や県のほうから教育的な意義、それから児童・生徒の心情の配慮し、中止ではなく延期という方針も出ておりますが、それに準じて、本市といたしましても延期としております。行き先につきましては、感染リスクの高い地域は避けて、できるだけ直前キャンセルにならないような、そういった地域選定をするようにしております。その他のことにつきましては、またご覧になっていただければと思います。

以上です。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：続きまして、9、北海道北広島市及び中国徳陽市との教育交流について、(1)方針といたしまして、今年度北広島市とは児童・生徒等の派遣と受け入れ、徳陽市とは受け入れをそれぞれ予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、両市とも協議しました結果、今年度は事業のほうは中止して、来年度に順延するというようにいたしました。北広島市につきましては、今年度交流を予定していた本市の学校が来年度改めて派遣と受け入れを行うこととしております。

(2)北広島市につきましては、今年度姉妹都市提携40周年に当たりますことか

ら、北広島市とも協議した結果、秋ごろを目途として、今年度交流を予定しておりました学校間でメッセージ交換、オンラインなどにより情報交換などの記念交流事業を行う方向で調整を進めております。

教育交流につきましては以上でございます。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：10、市主催等のイベント等の取り扱いについてでございます。

広島県の対処方針によりまして、感染拡大フェーズがレベル3から2に移行したことを受けまして、現在レベル1でございますけれども、こうしたことを受けまして市の対策本部会議によりまして全庁的な取り扱いとして決定したものでございます。

(1)対象期間についてでございますが、令和2年5月18日月曜日から令和2年5月31日日曜日までの間としております。

(2)対応方針についてでございますが、資料に記載してありますとおり、国内であれば100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数とする、また屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分確保できることとする、できるだけ2メートルということで、それを目安として次のページでございますが、①から④までに記載しております感染症防止対策を講じた上で、中止または延期の方針を解除し、実施することとしております。

次に、11、市公共施設の取り扱いについてでございます。

広島県対処方針が5月22日にレベル2からレベル1へ移行されたことを踏まえまして、利用制限の措置を講じていた施設につきまして、5月22日の市の対策本部会議におきまして全庁的な取り扱いとして決定したものでございます。主な教育委員会関係施設についての取り扱いは資料のとおり、使用制限を解除し、使用再開をするものでございます。

報告第28号新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。

非常に広範囲なコロナ対策でございました。全般を通して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

- 坂越委員：何はともあれ、再開できるようになったのはいいことだったと思います。ただ、こうやって見せていただいただけでも、学校のほう、特に先生方が担わなければいけない仕事は膨大で、学習の遅れとそれに併せて感染症対策ということで、すごく大変だと思うんです。できるだけ早く文科省が言っている学習指導補助員、あの辺の配置ですよね。先生方が少しでも楽になるような体制を、市独自でも、何とか早くあれを使えばいいかなという希望は持っています。その辺の対策、先生方へのサポート、例えば授業時間を短縮して、それ以外の時間に消毒する時間を確保するぐらいのことは柔軟に対応させてあげていただければと思います。

- 津森教育長：今のことについて、何か説明はありますか。

- 小川学校教育部長兼指導課長：先生方のサポートということで、本市独自のものとしたしましては、外部からのスクールサポーター制度というのを設けております。退職された校長先生方を中心に一昨年ですか、サポートに入っているわけでございます。先ほど申しましたが、この経費を増額いたしまして、できるだけ多くの学校に入れるようにという、そういうサポートを進めています。また時間数等、先ほどもありましたが、それを下回って規則違反ということではございませんので、そのところをしっかりと説明しながら学校のサポートができればと思っております。
- 織田委員：きめ細かい対策をされて大変だったと思います。ここまでやっておられるので、先生方も安心してこれを見ながら、指導したり、あるいは対策を考えたりすることができるのではと思いましたが。心配なことが2点あります。一点は、風邪の症状が一つあったりとか、それから家族にそういうものがあったりというところは結構曖昧ですよ。その辺りは、学校からどのように教育委員会へ連絡してほしいとか、校長会できちんと伝えていただいているのですよね。もう一点は、学校にはマスクが幾らかあるのでしょうか。この間ある先生と話していたら、子供はマスクはしていても、汚いマスクをポケットに入れたり出したりし、衛生面では非常に気になる子供が多いとのこと。昔、ハンカチとちり紙を調べるときに、汚れたようなハンカチを出して「持っています」というのがありました。マスクはしているけれど、余り衛生的でない先生側が判断したら、マスクの交換をしてやれるのか、その辺りをお聞きしたいのですが。
- 神笠学事課長：最初に、風邪の症状が一つでも見られるとか、家族に体調不良の人がいる場合はというようなところがあったと思うんですけど、その辺の判断はなかなか学校の先生に風邪の症状が一つでも見られる場合にそれでもう帰すのかと、学校には来たけれど帰さないといけないのかというところの判断は大変難しいというところも聞いております。現実的には、健康観察カードへ保護者が記入をして学校に行ってもいいですよということで子供は来ているんですが、いざ学校に来てみると、せきをしているとかというような症状が見られた場合、その場合はやはり担任のほうが保護者のほうに連絡をして、「今こういう症状があるんですが、いかがでしょうか」というようなところで親の承諾の上、帰すときは帰すというような判断、そういった丁寧な対応をしていただくようにということで、学校のほうにはお伝えをしているところでございます。

あともう一点、マスクにつきましては、以前、教育委員会のほうから市内の幼稚園、小学校、中学校、幼児、児童・生徒1人につき3枚ほど支給をしているところでございます。中学校につきましては、その3枚のうち2枚は支給して残り1枚は学校のほうに備蓄しているということで、いざというときに使う、小学校のほうはほとんどの学校が配付せず学校に保管しているという状況でございます。幼稚園も同様だと聞いております。ということで、今のところ学校からマスクが足りないというような問い合わせは入っておりません。
- 織田委員：一つでも症状があつて「帰りなさい」と先生から言われた時に、その子供

は実際はコロナじゃなくても何か差別されるのではないかと心配です。今コロナに関していろいろな差別があると聞いております。大人は口にしないで子供って簡単に口にしますので、それが不登校につながったりといろいろな問題が生じてくるかと思うので、学校側のきちんとした指導をよろしくお願いします。

- 神笠学事課長：織田委員さんの言われること、本当に大事なことだと思います。新型コロナウイルス感染症に関する差別とか偏見、こういったところの指導も先月25日の臨時校長会のほうで校長先生方のほうにはお願いをしました。特に、差別や偏見の元となる不安、そういったものを解消するということが大事だと思いますので、まずは正しい情報、そういったものを子供たちにしっかり指導してほしいと。それとあと悪い情報ばかり目を向けないと、差別的な言動にも同調しないかというようなどころも含めて、学校でしっかりと指導していただくということ、さらには感染者とか濃厚接触者が今後出てくる可能性もございます。あと医療従事者、そういった方々の家族、そういった家族に対する誤解とか偏見、こういったものも絶対許されないんだよというようなことも併せて学校のほうで指導してくださいとお願いしているところでございます。
- 織田委員：よろしくお願いします。
- 渡部教育長職務代理者：感染経路を絶つ、これは大変大事なことですけども、この中でドアノブとか手すりとかスイッチ等とありますけども、これは誰がやるんでしょうか。
- 神笠学事課長：ドアノブ、手すり、そこの消毒は、今は学校のほうには1日1回以上消毒のほうをお願いしているところですが、どなたがするかということになりますと、そこは学校のほうにお任せをしている状況でございます。ただ、想定されるのは先生がやるというのが一番いいのかもしれませんが、そうはいいまして、先生も忙しいという状況がございます。例えば、小学校で言えば高学年は委員会活動があります。そういった委員会、高学年の児童がそういった作業をすとかというようなどころで児童・生徒がそういった消毒活動をするというのも、学校によってはそういった手だてを講じていく学校があるのかもしれませんが、その辺のことはまだ状況を把握できてない状況がございます。ただ、基本的には先生にやっていただくというのが一番いいのではないかと考えております。
- 渡部教育長職務代理者：私は先生がやるというのは大変なことだと思っておりますから、何かいい方法がないかなと思っております。それから、例えば、雑巾でふいたらその雑巾をどうするかとか、そういうのをきちんとしておかないと、大事なことは経路を断つ、こういうことだと思います。
- 長嶋委員：登下校のことについてお尋ねいたします。

先日、集団下校する児童に出会いまして、その様子を見ていましたら、高学年の児童はマスクをきちんとしてしゃべらないで歩いていたんですけども、低学年の児童がマスクを外したり、また顎にかけたりして、それで至近距離でじゃれ合ったり、ふざけ合ったりという情景を見まして、本来ならば、ほほ笑ましい光景ではあ

るんですけれども、感染リスクのことを考えると、やはり心配だなと感じました。

それと、これから暑くなってくるので、マスクをして登下校するというのはどうなのかということと、登下校するときに感染症対策についてということに関しては子供たちにどれだけ周知、また家庭で周知をしているのかを伺いたいと思います。

- 神笠学事課長：登下校のマスクの着用というところですが、これから暑くなってまいります。熱中症等も心配となりますので、気候の状況によっては熱中症対策もあるので、登下校中はマスクを外していただいても構わないと思っております。そのように学校のほうにも話しております。ただし、その場合もやはり生徒等の間の距離、そういった距離を十分に保つとか、そういった指導をあわせてするようということもお願いしております。
- 長嶋委員：ありがとうございます。登下校の間に感染をしてしまうことも考えられるので、引き続きしっかりと学校に指導していただき、感染予防に対する処置等をお願いしたいと思います。
- 京極委員：6番の学習指導についてということで、先ほどご説明がありました家庭学習のところ、これ多分もう考えられていると思うんですけれども、やはり余り学校間でこぼこがあったらまずいと思うので、早目に横通しをしていただいて状況をちゃんと把握をしていただいてやられると、最後ある程度一定の形になるのかなと思いますので、ちょっとご配慮いただければと思います。よろしくお願いします。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：家庭学習の件でございますが、先日の臨時校長会におきまして、各教科の中で、家庭学習でできるもの、これは学習しなくてよいものという、そういったものを教育委員会のほうで色分けをしまして、それを参考にさせていただきながら年間指導計画を立て直して、それに沿ってやっていただくということで、市としてお示しをしたところでございます。
- 京極委員：一応もう対策はとられているということですね。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：はい。
- 京極委員：わかりました。ありがとうございました。
- 織田委員：教育内容について文科省が精選するとか言っていますけれども、3月からお休みになったじゃないですか。児童生徒が2月までに学習を終えていけば大きな問題はなかったと思います。それを3月まだ何日かあるからと、延ばしたために学んでいない単元があるわけですね。だから、また第2波が来るかもわからないので、どんどん学習を進め、時間があれば後で復習をゆっくりするという方法もいいかなと個人的には思います。教え残しや学び残しがいいような工夫を東広島市独自で考えてもいいと思うんです。いかがでしょうか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：ありがとうございます。今おっしゃいましたようにやはり学び残しといいますか、そういったところがあつてはいけないなということで、東広島は4月と5月が臨時休業になりましたので、総日数を数えてみますと、小学校でいけば191日ということで結構まだあるのはあります。ただ、今言われましたように第2波、第3波というのがあつてはいけませんので、150日プランとい

うのを作りました。今本当に学習として大事でやらなければいけないこと、それから家庭学習でやっていかなければいけないこと、そういうところを明記したものを作りましたので、そのプランに沿って、今学校は計画を立て直して大事なところを中心に学習している状況であります。

- 織田委員：ありがとうございます。
- 津森教育長：今、150日プランはないですか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：ここには持ってきてないんですけども、後程用意します。
- 津森教育長：織田委員さんのおっしゃることは全くごもっともで、私もそう思うんですが、一方で、やはりなかなか新学習指導要領が求める学び、主体的な学習というようなこともおろそかにしていいとは公的な文書にどこにも書いてないという中で、指導課もいろいろ工夫苦心をして削減できる箇所を、あるいは圧縮できる箇所を明示したものを作成して、学校の基準にしているということですね。
ほかにはよろしいですか。
ありがとうございました。

報告第29号 令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について

- 津森教育長：それでは、報告第29号令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、報告第29号について説明させていただきます。

令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）につきまして、令和元年度の補正予算において計上した繰越明許費について今年度への繰越額が確定しましたので、その報告をさせていただくものでございます。

教育委員会関係分は、記載している8の事業について、ページ中央にあります翌年度繰越額が一番下の欄になりますが、全体で23億3,124万5,000円を繰り越すこととしております。

主な内容について申し上げますと、2項小学校費、小学校情報教育推進事業につきましては、児童・生徒への学習用端末1人1台整備、いわゆるG I G Aスクール構想に対応するため、国の令和元年度補正予算を活用して校内L A Nの環境整備等を行うもので、年度内の整備が困難なため令和2年度に繰り越すものでございます。小学校大規模改造事業につきましては、主なものとして国の令和元年度補正予算を活用してP F I事業による学校空調の整備を行うもので、年度内の完了が困難であるため、令和2年度にかけて整備を行うものでございます。小学校増改築事業につきましては、主なものとして、川上小学校グラウンド造成工事に係る実施設計業務について、地盤の状況が悪く、年度内の業務完了が困難であるため、また福富小・中一体施設校の校舎増築等工事の前金払い請求がされなかったことにより、繰り越すものでございます。

3項中学校費、中学校情報教育推進事業、中学校大規模改造事業につきましては、主な繰越理由は小学校費と同様でございます。

4項幼稚園費、幼稚園施設改修事業につきましては、御菌宇幼稚園下水道接続工事について、入札不調により夏休み工事ができなかったため、今年度へ繰り越すものでございます。

5項社会教育費、文化財調査保護事業につきましては、伝統的建造物群保存対策調査事業の報告書の作成が年度内に完了しなかったため、また文化財施設等整備事業につきましては、三永歴史民俗資料館屋根修繕及び史跡鏡山城跡災害復旧工事設計業務委託がそれぞれ入札不調により、年度内に完了または行えなかったことにより、繰り越すものでございます。

報告第29号令和元年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことについて、何かご質問ございますか。
- 京極委員：確認だけですが、今ちょうどオンライン授業とかやっている中で、先ほどのLANの話ですけど、例えば、動画を流すとすごく不安定になったりだとか、我々も経験したりするんですけど、そういうところってちゃんとチェックをされて、この整備をされるような形でしょうか。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：今の学校にある校内LANというのが当初の1人1台整備を前提とはしていない構成になっておりますので、この1人1台整備になってみんなが一斉にインターネット等を使った場合にはすぐに動かなくなるわけではないんですけども、スピードといいますか、速さがちょっと遅くなる可能性が出てきます。
- 京極委員：画像がとまったりとか。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：今回の校内LANで回線を少し広げまして、回線の速度を上げるようなLAN整備を今年度にさせていただいて、今1人1台対応について今からその対策をさせてもらおうというものでございます。
- 京極委員：わかりました。
- 津森教育長：よろしいですか。では、この程度にいたします。

報告第30号 東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の制定について

- 津森教育長：続いて、報告第30号東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の制定について、説明をお願いします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第30号東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の制定につきまして、ご報告いたします。

先ほど報告第27号でも報告いたしましたとおり、一般会計補正予算（第2号）の

編成に伴いまして、生涯学習活動推進事業としまして新たに本要綱を制定したものでございます。

資料5 ページでございます。

まず1、概要でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等に資するボランティア活動に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2、内容等についてでございますけれども、1、補助対象活動につきましては資料に掲載してありますとおり、市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資する活動や新型コロナウイルス感染症の感染の拡大に伴う市民生活への影響の軽減に資する活動とさせていただいており、実施する活動事例といたしましては記載してありますとおり、マスク等を作って地域や学校等の施設などへ配布していただくことですか、インターネットを活用した学習等の支援、食事が困難な方への配食の支援、高齢者等に対する必要物資の買い物の支援、そういったものを想定をしております。活動に際しましては、感染拡大防止のため、3密の行動を避け、その他の感染防止策が措置されている活動を対象とさせていただいておまして、(2)に記載のアからウに記載しておりますけれども、対象団体とさせていただきます、企業、個人は対象外とさせていただいております。

次に、(3)補助対象活動となる経費につきましては、アからウまでの項目を経費とさせていただいており、(4)に記載のとおり、補助金の額につきましては上限額が10万円とさせていただいております。

最後に、施行日につきましては令和2年5月18日とし、この日以降の活動について補助の対象としております。

報告第30号東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の制定についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長：これについていかがでしょうか。

例えば、学校で配膳のボランティアをやってもらいたいとか、さっき出ました消毒のボランティアをやってもらいたいとき、そういうのは対象になるんですか。

○ 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：地域とか地区のボランティア団体さんとか学生さんも対象にしておりますけれども、そういった団体さんで、学校でそういったことをしたいというようなことがありましたら、ただ、経費がどういったものにかかるかということもあるんですけれども、対象にはなりません。

○ 津森教育長：学校が、一番人手が要るのが、配膳のときと消毒、それをボランティアでと考えている校長先生は余りおられないと思うのですが、そのあたりは声をかけてもいいものですか。

○ 大島生涯学習部長：これは来られた方に対して直接お支払い、謝金でありますとか、そういうのも人件費的なものはこの経費の対象にはしておりませんので、消耗品的なものは対象にはさせていただくんですが、人件費のところでの支出は補助金の対

象にしておりませんので、その点だけのご留意いただきたいと思います。

- 津森教育長：地域の方が学校に行って何かをすればいいというのなら、ほとんど交通費は発生しないのですが、そのために何か必要な物品があればということですか。
- 大島生涯学習部長：そうですね。今おっしゃられました交通費は対象になります。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：こういったボランティアのチラシ等も作って、社会福祉協議会ですとかホームページ等でも載せていますし、各所でご紹介させていただいて広く募集といたしますか、そういうふうな活動をされる方には利用してくださいということで募集しております。
- 津森教育長：わかりました。ほかにはよろしいですか。
次へまいります。

報告第31号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

- 津森教育長：それでは報告第31号公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について、説明をお願いします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第31号公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況につきましてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団は市の出資割合が100%の団体でございます。東広島市における教育、文化、芸術の振興及びスポーツの振興に関する事業を行い、もって心豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的とする法人でございます。

それでは、令和元年度の経営状況について、別冊資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、事業概要といたしましては、5ページから16ページに記載しております。市民文化センター、黒瀬B&G海洋センター等の管理運営を初めとしました受託事業及び自主事業を行っていただいております。

17ページでございます。

貸借対照表でございますが、この表は令和2年3月31日現在における全ての資産、負債及び正味財産の状態をあらわしたもので、資産合計につきましては2億68万9,824円でございます。負債の合計は8,966万9,290円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は1億1,102万534円でございます。

19ページをご覧ください。

正味財産増減計算書は、当該年度における正味財産の全ての増減を表示したものでございます。

まず、一般正味財産につきまして、令和元年度の経常収益の合計は2億3,130万13円でございます。

20ページをご覧ください。

経常費用の計は2億3,124万3,675円で、経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額が5万6,338円のプラスでございます。経常外の増減はございませ

るので、当期一般正味財産増減額は同額の5万6,338円のプラスでございます。当期の一般正味財産期末残高は、この増減額に一般正味財産期首残高を加えました452万534円でございます。

次に、指定正味財産につきましては、増減はございませんので、当期の指定正味財産期末残高は、指定正味財産期首残高と同額の1億650万円でございます。正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高合計の1億1,102万134円でございます。

今年度の事業計画についてでございます。28ページから34ページに記載しております。

文化振興、国際化推進、スポーツ振興の事業を本年度も引き続き行うこととしております。

35ページから、令和2年度の収支決算書となっております。経常収益は市などからの受託金が主な収益となっており、2億3,231万7,000円でございます。経常経費は経常収益と同額で、経常外増減もございませんので、当期一般正味財産も増減はない予定でございます。

説明は以上でございます。早足で申しわけありません。よろしくお願ひいたします。

- 津森教育長：ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願ひをいたします。ありませんか。

それでは、以上で報告事項は終了いたしました。

議案第19号 令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針について

- 津森教育長：議案の審査に移ります。

議案第19号令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 神笠学事課長：議案第19号令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針についてご説明申し上げます。

1の提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法第20条に基づき、市立小・中学校において令和2年4月16日から令和2年5月31日まで臨時休業としたことに伴い、児童・生徒の学習保障のために必要な授業日を確保するため、令和2年度における夏季休業日について短縮するものでございます。

2の方針ですが、令和2年度における夏季休業日は原則として8月1日から8月16日までとし、ただし書きとして校長が規則に基づき、従来どおり各小・中学校の事情に応じて休業日を変更することを妨げないこととするものです。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：夏休みの短縮ということで、新聞紙上でもさまざま出ておまして、土日挟んでほぼ1週間にするパターンと2週間にするパターンとがございまして、本

市の場合は2週間にするパターンです。なぜ1週間にしなかったのかということについて、説明をお願いします。

- 神笠学事課長：それは、やはり8月の第1週というのは気候上大変暑うございます。そういった中、子供たちが登校するというのは健康上の心配があるということ、さらにはクーラーがついているとはいえ、子供たちにも負担になるのではないかということの配慮から2週間としております。
- 津森教育長：ありがとうございました。
ただいまの議案第19号令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 坂越委員：教えてもらっていいですか。
今、150日分のカリキュラムを設定したって言われていましたよね。6月から再開して、単純計算で通常175を設定するところで、4月、5月で6週分ぐらい抜けているんですね。その差額はさまざまな工夫でもって、さっきも言われていたみたいなカリキュラムで先生のほうもしっかり教えていくというような方針でしょうか。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：今おっしゃいましたように、長期休業を課業日とする日を全て、また冬休み等は想定の場合もございますけども、それを入れますと、小学校でいけば191日になります。150日というのは、先ほど申しましたように、第2波、第3波が来た場合のもっと授業日数が減った場合に150日ということで、その150日の中で家庭学習に回すところ、圧縮してできるところというのを示したのが150日ということなんです。
- 坂越委員：ちゃんと学習指導要領はおさまっているという理解でよろしいですね。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：はい。来年度に先送りするという事はなしということ考えています。
- 坂越委員：いろんなことがある中で、織田委員さんが言われましたけど、今度は逆に3月いっぱいまで授業を構えるみたいなアイデアも出ていたじゃないですか。だから、東広島市の場合はそこまで考えずに、標準は2月ぐらいで大体150日プランは終了するということですね。
- 小川学校教育部次長兼指導課長：一応、いっぱいいっぱいまでやって150日と。
- 織田委員：今まで中学校は、夏休みに入るときも何日か授業をして、あと終わる前の1週間ぐらいから授業をしていましたよね。これは中学校は今回もやるのですか。
- 神笠学事課長：そのことにつきましては、今までと変わらず校長が各休業の間に課業日の届け出を学事課のほうに出していただいて、夏季休業中も課業日とするということが可能でございますので、8月1日から16日にまでの間に授業日を設けたいという場合はそういった手続を踏んで課業日としていただくことは可能でございます。
- 織田委員：さらに、夏休みが短くなるということですね。
- 神笠学事課長：そうですね。そういうことになります。

- 織田委員：わかりました。やはり学校にも焦りがあると思うんです。今まででもなかなか学力が定着してないのに、授業日数が減ればますます深刻な問題になると思うんです。その辺り一応やろうと思えばできるんですね。
- 津森教育長：さっきの中学校は授業日にはするけれども、給食はないですね。
それから、また秋休み、冬休み、これについてもまたあと方針を出すようになると思いますが、春休みは延ばせられない。よろしいですか。
- 織田委員：できるだけ早く方針を出してあげて下さい。これからコロナがどうなっていくかわかりませんが、大体的見通しがあれば、各学校の考えで取り組まれるのではないかと思います。
- 津森教育長：早目にまたこの場に提出をさせていただくことになるかと思います。よろしいですか。
ありがとうございます。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第20号 令和2年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
【非公開】

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは、その他に移りたいと思います。
次回の教育委員会定例会の日程についてお願いします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：次回、来月6月の教育委員会定例会の日程については、記載のとおり、6月18日木曜日の15時からでお願いをしたいと考えております。また、7月につきましては、第4木曜日が祝日であるため、その次の週の7月30日の木曜日、時間は13時30分からをお願いしたいというふうに考えております。ご検討のほうをよろしくお願いいたします。
- 津森教育長：では、6月は第3木曜日、18日15時からということではよろしいですか。場所はこちらでございます。
7月は教科書採択がある予定でございますので、半日は必要だろうということで7月30日、13時30分からお願いしたいということでございますが、スケジュール調整のほうをまたよろしくお願いをいたします。
その他、事務局から何かございますか。
その他、委員の皆様からございますでしょうか。
- 坂越委員：見込みでいいですから、8月も教えていただくとありがたいんですが。
- 津森教育長：8月は、第4でいくと27日になりますと思います。
- 坂越委員：わかりました。
- 津森教育長：それでは、議案第20号につきましては非公開としておりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

閉会 午後4時27分